

## 飲食店の規制

有効期間 ~12月22日（随時延長）

関連領事メール：147

タイプ	客・従業員の条件		店内飲食時間	一卓の人数上限	その他
タイプB	客	「安心出行LeaveHomeSafe」使用	午後11時まで	4名まで 宴会は20名まで	65歳以上15歳以下の方、障がいのある方等は、「安心出行LeaveHomeSafe」の使用に代わって所定の用紙を記入することができる。また、15歳以下の方は、同伴する大人が「安心出行LeaveHomeSafe」を利用すれば、同アプリの利用が免除される。
	従業員	7日毎にPCR検査			
タイプC	客	「安心出行LeaveHomeSafe」使用	午前0時まで	ゾーンCは6名まで 宴会20名まで	
	従業員	ワクチン1回目接種。店舗の一部または全部が「指定ゾーンC」となる。			
タイプD	客	ワクチン1回目接種「安心出行LeaveHomeSafe」使用	午前2時まで	ゾーンDは12名まで 宴会240名まで ( ・ワクチン1回接種者が3分の2以上 ・ワクチン未接種者及び6歳から15歳の者は、申告書記入及びPCR検査陰性結果等を呈示	
	従業員	ワクチン2回目接種を終えて14日経過。店舗の一部または全部が「指定ゾーンD」となる。			

## バーの規制

有効期間 ~12月22日（随時延長）

関連領事メール：147

タイプ	客・従業員の条件		店内飲食時間	一卓の人数上限	その他
タイプ1	客	ワクチン1回接種	午前2時まで	4名まで	
	従業員	ワクチン1回接種			
タイプ2	客	ワクチン1回接種	午前4時まで	8名まで	
	従業員	ワクチン2回接種後14日経過			

## その他の規制

有効期間：~12月22日（随時延長）

関連領事メール：147

営業条件	対象施設
条件付きで営業	スポーツ施設（室内外）、ジム、エステ・ネイルサロン、マッサージ店、娯楽施設（劇場、テーマパーク、博物館、展示会場、映画館等）、遊技場（ビリヤード場、ボーリング場、スケート場）、ゲームセンター、プール：
ワクチン接種等を条件に営業	ナイトクラブ、サウナ、パーティールーム、麻雀店、カラオケ店
<p>・パーティールーム、クラブ、カラオケ店、麻雀店：従業員のワクチン接種回数に応じて、営業時間、1卓利用人数等制限を緩和。顧客はワクチン1回接種。</p> <p>・ジム、水泳プール、劇場、展示場、ホテル、クラブハウス：従業員、顧客のワクチン2回接種等を条件に、マスク着用義務、収容人数制限等を緩和</p> <p>・スケート場：従業員や顧客のワクチン接種状況に応じて（グループレッスンに加えて）個人客も利用可</p> <p>・屋内スポーツ施設：全従業員、全顧客がワクチン完全接種者であれば顧客はマスク着用は不要</p> <p>・映画館、劇場、博物館：収容人数制限を85%まで緩和</p> <p>・イベント施設：フォーラム、展示会、式典、結婚式等を、参加者のワクチン接種率等に応じた条件下で開催可とする</p> <p>・クルーズ船：公海クルーズ（いずれの港にも寄港せず公海を航行して帰港するクルーズ）」の運行を、全ての船員と船客のワクチン完全接種等の条件下で可とする</p>	

○マスク着用義務：屋内外公共場所、交通機関

○集団制限：公共の場所で4人まで

- ・結婚式、株主総会、宗教行事では、参加者の3分の2がワクチン1回接種している場合は、参加人数を施設収容数の100%までに緩和する。
- ・グループツアーは、参加者の3分の2がワクチン1回接種している場合は、参加人数を100名までに緩和する。

「ワクチン・バブル」下の香港入境時の強制検疫措置等の緩和

海外から入境するワクチン完全接種者に対し、出発国ごとに以下のとおり強制検疫措置等の緩和を実施する。

【出典】

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/inbound-travel.html>

グループおよび対象国	非ワクチン完全接種者	ワクチン完全接種者	
			抗体検査陽性 (8/20~停止)
<p>グループA (ハイリスク国)</p> <p><b>日本</b>、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ブラジル、ベルギー、カンボジア、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、マレーシア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポルトガル、ロシア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タンザニア、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、フィンランド、ガーナ、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、アイスランド、シンガポール、メキシコ、チリ、ルーマニア</p> <p>12月9日の午前0時から：モルディブ、セネガル、チュニジア 12月10日の午前0時から：アルゼンチン、クロアチア、フィジー、ラトビア</p> <p>【オミクロン株に係る検疫・監視体制強化の対象国】 アンゴラ、ボツワナ、エチオピア、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ</p>	<p>香港行き旅客便への搭乗を認められない。</p>	<p>・指定ホテルにおいて21日間の強制検疫</p> <p>・強制検疫期間中に6回のウイルス検査</p> <p>・強制検疫後7日間の自己観察</p> <p>・26日目に地区検査センターで強制ウイルス検査</p>	
<p>グループB (中リスク国)</p>	<p>・指定ホテルにおいて21日間の強制検疫</p> <p>・強制検疫期間中に6回のウイルス検査</p> <p>※非香港居民はワクチン完全接種していない場合入境不可</p>	<p>・指定ホテルにおいて14日間の強制検疫</p> <p>・強制検疫期間中に4回のウイルス検査</p> <p>・強制検疫後7日間の自己観察</p> <p>・16日目及び19日目に強制ウイルス検査、19日目の検査は地区検査センターで実施</p>	
<p>グループC (低リスク国)</p>	<p>該当なし</p>	<p>・指定ホテルにおいて14日間の強制検疫</p> <p>・強制検疫期間中に4回のウイルス検査</p> <p>・強制検疫後7日間の自己観察</p> <p>・16日目及び19日目に強制ウイルス検査、19日目の検査は地区検査センターで実施。</p>	<p>・指定ホテルにおいて7日間の強制検疫</p> <p>・強制検疫期間中に2回のウイルス検査</p> <p>・強制検疫後7日間の自己観察</p> <p>・9日目、12日目、16日目、19日目に強制ウイルス検査、19日目の検査は地区検査センターで実施</p>
-	中国本土、マカオ	<p>・指定ホテル以外の滞在先で14日間の強制検疫</p> <p>・強制検疫期間中に3回のウイルス検査</p> <p>・16日目及び19日目に強制ウイルス検査、19日目の検査は地区検査センターで実施</p>	<p>・指定ホテル以外の滞在先で7日間の強制検疫</p> <p>・強制検疫後7日間の自己観察</p> <p>・9日目、12日目、16日目、19日目に強制ウイルス検査、19日目の検査は地区検査センターで実施</p>
-	台湾	グループBと同じ	グループBと同じ

(補足情報)

○12歳未満の子どもについて

- ・グループB、C：引率する大人が先に強制検疫を終了した場合、子どもは残りの強制検疫期間を自主隔離期間として消化できる。但し、家族全員がワクチン完全接種済、非ワクチン完全接種者と接触しないことが条件。
- ・グループA：ワクチン完全接種者の香港居民が帯同する12歳未満の香港居民の子供は入境可能。

○非香港居民について

- ・グループB：非香港居民はワクチン完全接種者であれば入境可。上記グループBの検疫措置を適用。
- ・グループC：非香港居民も入境可。上記グループCの検疫措置を適用。

○「ワクチン完全接種者」とは、ワクチン接種を定められた回数終え、かつ最終接種日から14日間経過した者を指す。香港域外でワクチンを接種した場合に接種済と認められるワクチンは以下のリストのとおり。

[https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/list\\_of\\_recognised\\_covid19\\_vaccines.pdf](https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/list_of_recognised_covid19_vaccines.pdf)

○特定のワクチンを1回接種したものに對する入境条件について（関連領事メール：138）

- ・12歳から17歳までのコミナティ（BioNTech製）ワクチンを1回接種した者：ワクチン接種から14日経過していれば、航空機搭乗や検疫の条件がワクチン完全接種者と同等となる。
- ・特定のワクチンを1回接種した香港居民で、健康上の理由で2回目の接種が不適当な者：グループAからの渡航者は2回目の接種が不適当であるとの医師の証明があれば、航空機への搭乗が可能。入境後に指定検疫ホテルで21日間の強制検疫を行い、入境26日目に強制ウイルス検査を受ける。グループB及びCからの渡航者は非ワクチン完全接種者に対する措置に従う。

○自己観察とは、1日2回の検温の実施、適切な手洗いの実施、マスクの着用等のことを指し、強制隔離は必要ない。

[https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/selfmonitoring\\_travellers\\_ENG.pdf](https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/selfmonitoring_travellers_ENG.pdf)

●Return2hk  
香港居民は、過去14日以内に香港、マカオ、中国本土（リスク地区を除く）以外の滞在歴がなく、事前の申請や核酸検査陰性証明の取得等の手続きを実施した場合は、入境後14日間の強制検疫が免除となる「Return2hk」スキームを利用することができる。（関連領事メール：その105）

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/return2hk-scheme.html>

●Come2hk  
広東省及びマカオから香港へ入境する非香港居民は、過去14日以内にマカオ、広東省以外の滞在歴がなく、事前の申請や核酸検査陰性証明の取得等の手続きを実施した場合は、入境後14日間の強制検疫が免除となるCome2hkスキームを利用することができる。（関連領事メール：その131）

<https://www.coronavirus.gov.hk/chi/come2hk-scheme.html>

日本－香港－マカオ 出入境措置

経路	入境資格	検疫措置等	備考
日本 → 香港	ワクチン完全接種者である香港居民（香港ID所持者又は長期滞在ビザ等の有効なビザを持つ者）のみ入境可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定ホテルにおいて21日間の強制検疫</li> <li>・出国前72時間以内のPCR検査陰性証明の取得（5月21日～）</li> <li>・ワクチン接種証明書の提示</li> <li>・指定検疫ホテルの予約票（21日間）の提示</li> </ul>	入境した日を1日目としてカウント
日本 → マカオ	現在直通便の運航なし		
香港 → 日本	日本国籍者は帰国可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出国前72時間以内のPCR検査陰性証明の取得</li> <li>・検疫所が確保する宿泊施設における3日間の待機</li> </ul> ※入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については当該宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等で待機を行うこととなります。	入国翌日を1日目としてカウント
香港 → マカオ	マカオ居民、香港永久居民ID保持者及び条件を満たす「非居民外国人」のみ入境可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出境前72時間以内のPCR検査陰性証明</li> <li>・入境後に14日間の医学観察</li> </ul>	
マカオ → 香港	14日以上マカオに滞在していれば入境可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入境後14日間の強制検疫（指定ホテル以外）</li> <li>・マカオ出境に際し出境前7日以内のPCR検査陰性証明の提示【ワクチン接種完全接種者】</li> <li>・強制検疫期間を14日間から7日間に短縮。その後、7日間の自己観察を行い、9日目、12日目、16日目及び19日目に強制検査。</li> </ul>	入境した日を1日目としてカウント
マカオ → 日本	現在直通便の運航なし。 (香港経由で日本に行く場合、上記マカオ→香港の措置に従う)		
補足情報	12月8日午前0時以降、香港での乗り継ぎ（トランジット）を目的としたフライトに搭乗する全ての旅客に対しても、出発予定時刻の72時間以内に取得したPCR検査陰性証明書の提示が必要となる。		